

よくあるお問合せ(酒類販売事業者支援給付金(10月分))(11/10時点)

No.	カテゴリ	想定問	回答									
1	概要	酒類販売事業者支援給付金の概要を知りたい。	<p>神奈川県では、令和3年9月30日に緊急事態措置が解除された19都道府県による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく飲食店への営業時間短縮要請等又は外出自粛要請の影響を受け、売上が大きく減少している県内酒類販売事業者等を特に支援するため、国の月次支援金に対して、給付金額を加算するとともに、支給対象を拡大して独自に給付します。</p> <p>給付金の額は、 2021年10月の各月の売上が前年または前々年比で30%以上減少している場合に、対象月の売上減少額から国の月次支援金給付可能額を差し引いた額が支援対象となります。</p> <p>1 か月当たりの上限額は  <table border="0"> <tr> <td>売上減少率が30%以上70%未満の場合</td> <td>法人の場合20万円</td> <td>個人の場合10万円</td> </tr> <tr> <td>売上減少率が70%以上90%未満の場合</td> <td>法人の場合40万円</td> <td>個人の場合20万円</td> </tr> <tr> <td>売上減少率が90%以上の場合</td> <td>法人の場合60万円</td> <td>個人の場合30万円</td> </tr> </table>                     となります。</p> <p>また、上記に該当しない場合でも、2021年9月及び10月の各月の売上が2か月連続で前年又は前々年比で15%以上減少している場合は、対象月の売上減少額が支援対象となります。</p> <p>上限額は                      売上減少率が2ヶ月連続で15%以上の場合 法人の場合20万円 個人の場合10万円                      となります。</p>	売上減少率が30%以上70%未満の場合	法人の場合20万円	個人の場合10万円	売上減少率が70%以上90%未満の場合	法人の場合40万円	個人の場合20万円	売上減少率が90%以上の場合	法人の場合60万円	個人の場合30万円
売上減少率が30%以上70%未満の場合	法人の場合20万円	個人の場合10万円										
売上減少率が70%以上90%未満の場合	法人の場合40万円	個人の場合20万円										
売上減少率が90%以上の場合	法人の場合60万円	個人の場合30万円										
2	対象者	どのような事業者が、給付金の対象となるのか。	<p>酒類販売事業者等（酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者）で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象月において県内に本社や主たる事業所を有する中小法人等又は県内に住所を有している若しくは県内で主たる事業活動を行う個人事業者等であること (No. 4 参照)</li> <li>令和3年9月30日に緊急事態措置が解除された19都道府県による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく時短要請等又は外出自粛等の影響により、2021年10月の売上が前年又は前々年比で30%以上減少している又は2021年9月及び10月の各月の売上が2か月連続で前年又は前々年比で15%以上減少していること</li> <li>酒類販売業免許または酒類製造免許のいずれかを取得していること</li> <li>3の免許に係る事業を行っており、今後も当該事業を継続する意思があること</li> <li>本県の飲食店及び大規模事業者に対する協力金の受給資格を有していないこと。また、本県の中小企業等支援給付金及び他都道府県の同種の支援金を受給しておらず、かつ、今後も受給する意思がないこと。</li> </ol> <p>が要件となります。</p>									
3	対象者	本社が県外にある事業者も、県内に店舗があれば給付金の対象になるか。	<p>県内に主たる事業所があれば対象となります。ただし、本社がある他都道府県の同種の支援金を受給しておらず、かつ、今後も受給しないことが要件となります。</p>									
4	対象者	「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者か。	<p>「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。                      「個人事業者等」には、個人で開業し主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者のほか、フリーランスや主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方を含みます。</p>									
5	対象者	県内で事業活動を行う個人事業者等とは？	<p>県内で主たる事業活動を行う個人事業者等とは、確定申告書第一表、青色申告決算書、収支内訳書に記載された事業所在地等が県内に所在している個人事業者等又は、県内に事業所が所在し、その事業所の賃貸借契約を締結しているまたは、その所有権を登記している個人事業者等をいいます。</p>									

No.	カテゴリ	想定問	回答
6	対象者	取引先の飲食店には何か条件があるか。	2021年10月以降に令和3年9月30日に緊急事態措置が解除された19都道府県による時短要請に応じた「飲食店」ということが条件になります。
7	対象者	取引先の飲食店は県外でもよいか。	令和3年9月30日に緊急事態措置が解除された19都道府県による新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく措置が適用されている県外の飲食店との取引も対象とします。
8	対象者	2021年4月1日以降、酒類免許を取得して開業した場合、給付金の対象となるか。	給付金の対象外です。
9	対象者	2019年（又は2020年）に新規で設立（開業）したが、基準月に事業収入を得ていない場合は対象となるのか。また、対象となる場合は、給付額はどのように計算したらよいか。	<p>給付金の対象となります。給付額の計算方法は次のとおりです。          設立（開業）年の年間事業収入÷設立（開業）年の設立後月数※－2021年対象月の月間事業収入          ※開業日の属する月も、操業日数にかかわらず、1か月とみなします。          ※酒類免許を取得し、酒類販売で売上があることが前提です。</p> <p>（例）2019年10月に設立した法人で、基準年を2019年とする場合          2019年の年間事業収入：240万円※参考例の収入額          2019年の設立後月数：3か月          2021年の対象月の月間事業収入：20万円※参考例の収入額          給付額＝240÷3-20=60万円＞20万円（上限額）⇒給付額は20万円となります。</p>
10	対象者	2019年（又は2020年）に新規で設立（開業）したが、基準月に事業収入を得ていない場合は、どのような書類を提出すればよいか。	<p>提出していただく書類は以下のとおりです。</p> <p>&lt;法人の場合&gt;          (1) 給付申請書兼宣誓・同意書（電子申請の場合は4ページ「計算書」のみ）          (2) 振込先口座の通帳等の写し※1          (3) 酒類販売業免許又は酒類製造免許通知書の写し※1          (4) 2021年対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳※2          (5) 月次支援金の給付通知の写し（受給した方のみ）          (6) 履歴事項全部証明書の写し※1※3          (7) 2019年及び2020年の対象月の同月をその期間に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し※1※2※4</p> <p>※1 前回（2021年4～6月分）の酒類販売事業者支援給付金を受給した方は、前回の申請情報に変更がない場合は、省略することができます。          ※2 2021年6月及び7月、7月及び8月又は8月及び9月の各月の売上が2か月連続で前年又は前々年比で15%以上減少している場合は、対象月の前月の売上台帳及び基準年における対象月同月の確定申告書の写しも必要になります。          ※3 法人の設立年月日が、2019年1月1日から同年12月31日（2020年設立の場合は2020年1月1日から同年12月31日）までの間のものに限りです。          ※4 2020年設立（開業）の場合は2020年分の確定申告書</p> <p>&lt;個人の場合&gt;          (1) 給付申請書兼宣誓・同意書（電子申請の場合は4ページ「計算書」のみ）          (2) 振込先口座の通帳等の写し※1          (3) 酒類販売業免許又は酒類製造免許通知書の写し※1          (4) 2021年対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳※2          (5) 月次支援金の給付通知の写し（受給した方のみ）          (6) 本人確認書類の写し（個人事業者の場合）※1          (7) 2019年及び2020年の対象月の同月をその期間に含む全ての事業年度の確定申告書第一表の写し※1※2※3          (8) 個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書※1※4</p> <p>※1 前回（2021年4～6月分）の酒類販売事業者支援給付金を受給した方は、前回の申請情報に変更がない場合は、省略することができます。          ※2 2021年6月及び7月、7月及び8月又は8月及び9月の各月の売上が2か月連続で前年又は前々年比で15%以上減少している場合は、対象月の前月の売上台帳及び基準年における対象月同月の確定申告書の写しも必要になります。          ※3 2020年開業の場合は2020年の確定申告書の写し          ※4 開業日が2019年1月1日から同年12月31日（2020年開業の場合は2020年1月1日から同年12月31日）までの間で、收受日が2021年4月1日以前で、税務署の收受日付印が押印されていること</p>

No.	カテゴリ	想定問	回答
11	対象者	廃業の予定があるのだが、この給付金は受け取れるか。	今後も事業を継続する意思があることが要件となりますので、お受け取りいただけません。
12	対象者	飲食店に対する協力金の受給資格があったが申請していない（もしくは忘れていた）。この給付金を受け取ることはできるか。	飲食店の協力金の受給資格がある場合は給付金の対象外です。
13	計算方法	酒類部門の売上減少幅は大きいですが、その他の部門の売上が好調だったため、事業者全体としては売上減少率の要件を満たしていない。酒類部門のみで売上減少率を算出してよいか。	支援金の売上減少率は、特定の部門ごとでなく、事業者全体としての売上で計算しますので、事業者全体としての売上の減少率が要件を満たさなければ給付金の対象外です。
14	計算方法	国の月次支援金は2021年7～9月の売上を含めて計算するのか。	売上を含める必要はありませんが、県が支援を行うに当たり、対象月の売上減少額から国の月次支援金額を差し引いた額が上限額となります。
15	計算方法	国の月次支援金を申請していないのに、国の給付額が分減額されてしまうのはなぜなのか。	売上減少率が50%以上の方については、国の月次支援金に上乗せする形で本給付金を支給することを前提としております。そのため、月次支援金をまだ受給していない方でも、国の月次支援金の給付対象者となる場合は、売上減少額から国の月次支援金の給付可能額を控除し、県の給付額を算定しております。
16	申請	申請はいつから受け付けるのか。	申請は、2021年11月10日から開始します。
17	申請	申請の方法を知りたい。	2022年2月28日（消印有効）までに、申請書類を郵便でお送りください。申請受付期限を過ぎた場合、受付はできませんので、忘れずにご申請ください。 なお、事前に電子申請でご登録をいただくと、審査がスムーズに進みます。電子申請フォームは、県のホームページの「酒類販売事業者支援給付金（10月分）」のページにリンクがございます。 申請の方法につきましては、同じページに掲載されております、「申請の手引」もあわせてご確認ください。
18	申請	申請に必要な書類は何か。	申請に必要な書類は次のとおりです。 (1) 給付申請書兼宣誓・同意書（電子申請の場合は4ページ「計算書」のみ） (2) 振込先口座の通帳等の写し※1 (3) 酒類販売業免許又は酒類製造免許通知書の写し※1 (4) 2021年対象月の月間事業収入が確認できる売上台帳※2 (5) 月次支援金の給付通知の写し（対象者のみ） (6) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）※1 (7) 本人確認書類の写し（個人事業者の場合）※1 (8) 2019年及び2020年の対象月の同月をその期間に含む全ての確定申告書の写し※1※2  ※1 前回（2021年4～6月分、7～9月分）の酒類販売事業者支援給付金を受給した方は、前回の申請情報に変更がない場合は、省略することができます。 ※2 2021年9月及び10月の各月の売上が2か月連続で前年又は前々年比で15%以上減少している場合は、対象月の前月の売上台帳及び基準年における対象月同月の確定申告書の写しも必要となります。
19	申請	申請書類はどこで入手できるか。	申請書類は、2021年11月10日から県ホームページで公開するほか、次の場所で準備が整い次第順次配布します。 県政情報センター、各県民センター・各地域県政総合センター（県政情報コーナー）

No.	カテゴリ	想定問	回答
20	申請	本人確認書類の写し(個人事業者等の方のみ)は、運転免許証やマイナンバーカードの他にどのようなものが該当するのか。	本人確認書類の写し(個人事業者の方のみ)は、運転免許証やマイナンバーカードの他、次の書類のいずれかひとつをご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・写真付き住民基本台帳カード(表面のみ)</li> <li>・各種健康保険証</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・住民票及びパスポート</li> <li>・官公署が発行したその他の免許証・許可証・資格証明書等で「氏名」「現住所」「生年月日」が記載されているもの</li> </ul> <p>※ 前回(2021年4～6月分、7～9月分)の酒類販売事業者支援給付金を受給した方は、前回の申請情報に変更がない場合は、省略することができます。</p>
21	申請	月次支援金の支払証明書類は必ず提出しなければならないか。	月次支援金を受給された方は、原則ご提出をお願いいたします。ご提出いただくと審査がスムーズに進みます。紛失された方や未達の方は、月次支援金申請マイページ上における、月次支援金の申請状況が確認できる画面のコピーでも構いません。提出が困難な場合は、申請の受け付けはいたしますが審査にお時間がかかります。
22	申請	酒類販売業免許又は酒類製造免許通知書の写しが手元にないのだが、どうすればいいのか。	税務署の收受印が押してある酒類販売管理者の選任(解任)の届出書の写しでも構いません。そちらもお手元にない場合は、税務署で発行している「酒類販売・酒造の免許に関する証明書」を御提出ください。詳しくは、所管の税務署にお尋ねください。
23	申請	申請書と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいのか。	振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は申請をされる法人の口座に、個人事業者の場合は申請をされるご本人の口座に限ります。
24	申請	申請書類を持参したいが、受付場所はどこか。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、持参による申請書類の受付はしておりません。恐れ入りますが、申請書類は、郵便でお送りください。
25	申請	パソコンやプリンタを持っておらず、申請書類の印刷ができない。どうしたらよいか。	申請書は、県政情報センター、各地域県政情報コーナー(各県民センター及び各地域県政総合センター内)で配布しております。
26	給付	給付はどのように行われるのか。	申請内容が適正と認められた場合は、指定の口座に給付金をお振込みします。
27	給付	給付(不給付)の通知は来るのか。	給付を決定した場合は、指定の口座への振込みをもって通知に代えます。不給付を決定した場合は、理由を付して通知します。
28	給付	申請からどのくらいの期間で給付されるのか。	できるだけ速やかな給付に努めてまいります。多くの申請が想定されますので、一定程度お待たせすることもあると考えております。なお、提出書類に不備がある場合、内容確認の連絡や書類の追加提出を依頼するため、給付までにお時間をいただくことになります。
29	その他	他の協力金や支援金と重複して受給できるのか。	本県の飲食店の協力金の受給資格がある場合や、本県の大規模施設等に対する協力金及び中小企業等支援給付金又は他都道府県の同種の支援金を受給している、又は今後受給する予定のある方は対象外です。
30	その他	酒類販売事業者支援給付金は課税対象となり、確定申告が必要か。	課税対象となるため、確定申告が必要です。申告方法などの詳細は、最寄りの税務署にお問合せください。
31	その他	酒類販売事業者支援給付金は会計上どのように処理すべきか。	どの科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等とご相談ください。
32	その他	酒類販売事業者支援給付金の額の算定根拠を知りたい。	酒類販売事業者支援給付金の額につきましては、東京都、埼玉県、千葉県など首都圏の支援の状況や、酒類提供停止要請によって最も打撃を受けている酒類販売事業者の経営への影響度合いを勘案しつつ、限られた財源の中で最大限の支援ができるように設定しております。
33	その他	なぜ、売上の減少率が15%未満の酒類販売事業者等に対する支援はないのか。	売上減少率が15%未満の方々は本給付金の対象外となってしまいますが、こうした事業者に対しては、融資を受ける際に必要となる信用保証料について、補助を拡充し、事業者の負担をゼロにするといった、金融面での支援を新たに行います。

No.	カテゴリ	想定問	回答
34	その他	新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに困っている。何とかならないか。	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金でお悩みの方は、厚生労働省による生活福祉資金貸付制度(緊急小口資金等の特例貸付)がございますので、最寄りの社会福祉協議会へご相談ください。詳細につきましては、下記URLをご確認ください。</p> <p>「厚生労働省 生活福祉資金貸付制度」  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsufukushi-shikin1/index.html</a></p> <p>経営全般に関するご相談は、最寄りの商工会・商工会議所や(公財)神奈川産業振興センターなどに設置している「経営相談窓口」へご相談ください。</p>